

『治療用装具』（靴型装具）申請について

治療用装具の『くつ』を申請する場合は、
『装具の画像』も必要です！！

ユアサ健康保険組合

領収証と実際に作製された装具が同じものか確認するために、平成30年4月1日以降に購入された治療用装具を申請するときは、『装具の画像』の添付を必要とし、給付の適正化をはかります。

1. 申請書類

- ① 療養費支給申請書
- ② 医師の意見書（原本）または 作製指示書等（原本）
- ③ 装具装着証明書（②と一緒に記載があれば不要）
- ④ 領収証（原本）および 明細書または内訳書（領収証に記載があれば不要）（原本）

注：②の医師の指示日以降の日付（購入日）であること

- ⑤ 作製した装具の画像 5枚（3.①～⑤参照）

2. 申請の対象となる『治療用装具』

- ① 医師の指示に基づいて作製されたものであること
- ② 治療のために必要不可欠であること
- ③ 患者の体に合わせて作られたオーダーメイド品であること

3. 撮影方法と画像例

- ① 購入時にためし履きをしているところ
- ② 靴と領収証と一緒に撮影したもの
- ③ 正面
- ④ 裏側（正面と反対側）
- ⑤ 下（底）

